

令和5年第2回東大和市議会総務委員会記録

令和5年3月9日（木曜日）

出席委員（6名）

委員長	中間	建二	君	副委員長	蜂須賀	千雅	君
委員	大后	治雄	君	委員	森田	真一	君
委員	佐竹	康彦	君	委員	床鍋	義博	君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

6番	尾崎	利一	君	7番	上林	真佐恵	君
----	----	----	---	----	----	-----	---

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	嶋田	淳	君
議事係長	吉岡	繁樹	君	主任	関口	百合子	君
主任	高石	健太	君				

出席説明員（11名）

副市長	小島	昇公	君	企画財政部長	神山	尚	君
総務部長	矢吹	勇一	君	総務部参事	伊野宮	崇	君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤	和夫	君	総務管財課長	宮田	智雄	君
文書課長	阿部	晴彦	君	デジタル 政策課長	菊地	浩	君
デジタル推進 担当課長	藤本	貴史	君	職員課長	岩本	尚史	君
監査委員 局長	田口	茂夫	君				

会議に付した案件

- (1) 第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- (2) 第7号議案 東大和市でデジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例
- (3) 5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情
- (4) 5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情
- (5) 5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情

- (6) 5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情
 - (7) 5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情
 - (8) 5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情
 - (9) 5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情
- (10) 所管事務調査
- 市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時29分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから令和5年第2回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） それでは、数問お伺いしたいと思います。

まず、近隣市で同様の条例の制定状況について伺いたいと思います。

それから、4区分の賠償責任の上限ですね、控除額ってことなんでしょうけど、示されていますが、現在それぞれ具体的に幾らになるのかってことを教えていただきたいです。

3番目に、これまでの住民訴訟による損害賠償請求額が、これらを超えることがあったのかどうかということを確認させてください。

それから、この条例の中で善意かつ重大な過失がないときと限定をされていますけども、悪質な場合か否か、重大な過失があるのかないのかってということについては、誰がどのように線引きをするのかってことも伺います。

それから、最後に賠償責任が生じる前に未然に過失防ぐってことが重要だと思うんです。地方自治法は地方自治体に対して、違法不適切な事務の管理執行を事前に予防するために、内部統制体制の整備を導入しているとあります。監査委員は令和2年4月施行で東大和市監査基準というのを設けられたということですけども、その概要や、どのような効果を上げているのかってことを教えてください。

以上です。

○職員課長（岩本尚史君） それでは、5点質疑いただきましたので、最初の4点、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目、26市の状況ですが、令和4年12月の聞き取り時点では14市が制定済みでしたが、その後1市が制定、また現在本市を含めて2市が市議会に上程中となっております。

2点目の区分ごとの賠償責任の額、これは免責対象とならないという額でございますが、試算をいたしますと、6倍の区分の市長は9,376万円、4倍の区分の副市長は5,349万円、2倍の区分の中で農業委員会の会長は125万円、1倍のこちら職員になりますが、これは職員ごとの年収額となります。

3点目です。本市においては過去に市長等の賠償が発生するような住民訴訟の例はございません。

4点目の善意かつということでございますが、こちらは善意かつ重大な過失がないことの証明責任は、地方自治法の規定によりまして、一次的には債権の管理、権限を有する市長が判断することになります。その判断や管理に疑義がある場合には住民監査請求、また住民訴訟等を通じまして、当事者からの主張がなされることで最終的には裁判所によって判断されることとなります。

私のほうからは以上でございます。

○監査委員事務局長（田口茂夫君） それでは、5点目は私のほうから御回答させていただきます。

平成29年6月9日に公布されました地方自治法等の一部を改正する法律、こちらは令和2年4月1日に施行されてございますが、これによりまして都道府県及び指定都市においては内部統制に関する方針の策定と、こ

れに基づき必要な体制、いわゆる内部統制体制ということになるかと思いますが、こちらを整備することが義務づけられておりますが、指定都市以外におきましては努力義務というふうな規定になってございます。

これとともに監査制度の充実強化といたしまして、各条文が改正されております。その一つといたしまして、監査委員の合議により監査基準の策定が新たに義務づけられておりまして、当監査委員におきましても法の施行日に合わせまして令和2年4月1日施行で策定し、この内容につきまして市議会、市長及び各行政委員会に法令等に基づきまして御送付のほうをさせていただいております。

また、この監査基準は監査等を行うに当たっての必要な基本原則等を規定しております。概要といたしましては監査等の範囲、目的、実施基準、報告基準等を規定してございます。また、当監査委員におきましては監査基準とともに御送付をさせていただいておりますが、東大和市監査基準実施細目、これを策定してございます。これらに基づきまして適切に監査等を実施し、また監査等の実施結果につきましても公表させていただいておりますことから、一定の効果が図られているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に賛成の立場で討論をします。

本条例は、令和2年4月の地方自治法改正に伴い市長等が善意かつ重大な過失がないときに限り、損害賠償責任の一部を免責するものです。地方自治法は住民の参政権の一つとして、直接請求、自治体が違法・不当な公金の支出などのときに住民監査請求ができること、またさらに住民が訴訟をすることができる住民訴訟を地方自治法第242条でそれぞれ定めています。

また、住民監査請求や住民訴訟で損害賠償責任の判決があったときなど、市議会は権利の放棄に関する議決ができる仕組みにもなっています。このため仕組みのつくり方によっては住民の参政権を損なうこともあり得ます。

この点で日本弁護士連合会は、地方自治法等の一部を改正する法律案中、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し及び権利放棄議決に関する意見書を発表していますが、本条例案はこれに沿った条例案となっているものと見られます。

また、賠償責任が生じる前に未然に事務の過失を防ぐことが重要です。地方自治法は地方自治体に対し、違法・不適切な事務の管理執行を事前に予防するために、内部統制体制の整備を導入しています。監査委員は令和2年4月施行で東大和市監査基準を制定しており、添付された令和5年2月20日付の監査委員の意見でも、本条例の定めが職責、年取等からも相当であるとしています。

以上を踏まえて、本条例に賛成をします。

以上です。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第6号議案 東大和市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） それでは、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、本条例案の第3条におきましては、「申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。」と、こういうようなことが書かれてございます。これ個別具体的に個々の条例を改正することなく、この本条例をもって通則的に市の条例全般にわたって申請の事務をオンライン化することが可能になるものと受け止めておりますけれども、この3条の詳細な解釈はどのようなものなのか伺いたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 条例第3条の解釈でございますが、この第3条の規定によりまして、委員御指摘のとおり、他の条例等において書面等により行うことが規定されている申請等の事務を、個々の条例等を改正することなくオンライン化することができるということになります。実際にどの事務をオンライン化するというにつきましては、申請の件数や申請者の年代など、こういったものを考慮しながら個別に検討をしていくこととなりますが、本条例の制定によりまして、申請等のオンライン化が速やかに対応できるようになるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 次に、オンライン申請が可能となった場合に、今取得が進んでおりますマイナンバーカード、この活用によりましてよりスムーズな事務処理が可能になるんじゃないかなというふうに考えております。これはこの条例案の第3条第4項に規定されているというふうに見受けられるんですけども、この本条例の制定に伴いまして、どのようにマイナンバーカードが活用されるのか、その詳細を伺いたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） マイナンバーカードの活用につきましては、条例第3条第4項で署名等が必要な事務をオンライン化するには、マイナンバーカードを使用することについて規定をしております。マイナンバーカードを利用することによりまして、厳格な本人確認を行いながら様々な申請等をオンライン化することが可能となりますので、市民の皆様の利便性の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） それでは、この条例制定によりまして手続等がオンライン化されることによりまして市民のメリットと市職員のメリット、これはどのようなものか伺いたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） オンライン化による市民の皆様と市職員のメリットでございますが、市民の皆様にとりましては、市役所に出向くことなく自宅等でいつでも手続等を行うことができるメリットがございます。また、市職員にとりましても、申請内容をシステム等に入力する際に手間を省くことができるメリットがあるというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） そうしますと、市の職務におけます効率化はどのくらい進捗するものというふうに受け止めておられるのか伺います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 業務効率化につきましては、今現在行っている手続を単にオンライン化するだけでは業務を大きく効率させることは難しいというふうに考えております。オンライン化と併せましてRPAなどのデジタルツールの導入や作業手順の見直し、こういったものを併せて実施することによりまして、作業時間の短縮等を図ることが可能になるというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） この条例制定後にどのような手続を具体的にオンライン化する見通しなのか、保育園の申請手続についてはやっていくというようなことを仄聞しておりますけれども、それ以外の手続はどのように進めていかれるのか伺います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 今後のオンライン化の見通しでございますが、子育て世代などの若い世代の方々にはオンラインによる手続に比較的慣れている方が多いというふうに考えております。ですので、このような方々を対象にした手続につきましては、保育園の入園申請のほうを今進めておりますが、それ以外のところにつきましても積極的にオンライン化を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） この条例制定後に、いわゆるデジタルディバイドのようなことが行政手続において生じないように、その解消につきましては一つ課題となってくるのではないかなどと考えております。誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けまして、スマートフォンの使い方やオンライン行政手続などを丁寧に教えますデジタル推進委員等の支援体制の充実強化、これが必要ではないかと考えますけれども、市の御見解はどのようなものでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） いわゆるデジタルディバイド対策でございますが、行政手続のオンライン化等のデジタル化を推進するに当たりましては、市民の皆様の中にパソコンやスマートフォン等の機器に不慣れな方がいらっしゃるということを考慮する必要があると思います。このため国におきましてはデジタル推進委員等の取組を進めておりますが、市におきましても、高齢者の皆様を対象にしたスマートフォン教室の開催や、また実際にオンライン化する際に紙の手続を残すと、こういったことによりまして、デジタルディバイド対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） こうした取組によりまして、少しずつこの業務効率化が進んだ結果、市民サービスの充実に向けた市職員の職務状況はどのように変化していくものというふうに捉えておられるでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 今後の市職員の職務状況についてでございますが、今後職員数を大きく増やすということが望めない状況となっております。このような状況の中、行政手続のデジタル化を一層進めることによりまして、職員の業務の効率化を図ることが必要になるというふうに考えております。職員の負担軽減を図りまして、その余力を多様化・複雑化する地域課題への対応や市民サービスの充実、こういったものに活用していくことが求められているというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 第3条の第5項なんですけれども、手数料のところが出ています、納付について。オンラインでできるとしても、この手数料の納付についてのこの機能が実装しないと、手数料だけどっかまた納めに行くとか、そういうことになると思うんですけど、オンライン決済についての実装とこれは同時に進めるっていう解釈でよろしいんでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 手数料の関係でございますが、他の市区町村におきましては手数料をクレジットカード等でお支払いをして住民票等の交付を郵送で受けると、このようなオンライン申請を導入している自治体があるというふうに認識しております。現時点で当市のほうで同様の取組を進めるというような具体的な計画はございませんが、将来的にこういったことの実現についても検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） あともう一つ、ちょっと条数はどこに当たるか分からないんですけども、この手続を代理人によって行う場合、委任状の添付が今用意されていますけども、それについて今押印必要とされるのは当然なんですけれども、このデジタルの推進によって、代理人自身がマイナンバーカード等で身分を証明できる場合は、そういったことも含めて対応できるような形になるのかどうか教えてください。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） こちらのオンライン化する際には、基本的には厳格な本人確認をするという意味で、マイナンバーカードの使用というものを前提にしております。マイナンバーカードですが、御本人しか知らない暗証番号、こういったものを入力することによりまして御本人というふうに、こちらのほうでは確認をさせていただいております。

です。システム上の話でございますが、暗証番号等が入力されているというところをもって本人確認というところをさせていただいて、申請のほうを受理していく形になるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○委員（森田真一君） すみません、1点確認させていただきたいんですが、先ほど他の委員の方から従来の紙の申請、併走して残すということと、それからマイナンバーで、オンライン手続の場合はマイナンバーとのひもづけで書類が省略できるものもあるというようなお話で承ったんですが、その際に今大分キャンペーンの効果もあってマイナンバーカードを取得される方も過半となっているかと思うんですけども、一方でこのカードを持ちたくない、もしくは特に必要を感じてなくて、手続していないという方も半分近くいらっしゃるということで、こういった方がその紙書の手続をされる場合は、従来どおり例えば住民票ですとか、課税証明書ですとか、こういった添付書類になるようなものは窓口で独自に取得していただいて、申請書につけるという手続は変わらないという理解でいいんでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） こちらの条例はあくまでもオンライン化をするために法規的な根拠を

定めたものとなります。ですので、こちらの条例の制定をもって、全ての手続がオンライン化するというものではございませんし、オンライン化につきましては段階的に進めていく必要があるというふうに考えております。ですので、マイナンバーカードをお持ちでない方もいらっしゃいますので、オンライン化する際には紙手続というものも一定期間、必要に応じてでございますが、残すようなことを検討していくということが必要だというふうに考えております。

以上です。

○委員（大后治雄君） ごく基本的なことを伺いたいと思います。本条例は市の様々な手続につきまして、オンライン化を推進するために基礎的な内容を定めたものと理解していますが、改めまして、この条例を新たにここで制定することになった理由について教えていただきたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 条例制定の理由でございますが、市では現在令和4年3月に策定いたしました第五次東大和市情報化推進計画に基づきまして行政のデジタル化を進めております。この計画の中では、行政手続のオンライン化を施策の一つとして掲げてございまして、今後オンライン化をより一層推進していく必要があるというふうに考えております。このようなことからオンライン化等を可能にする通則的な条例として、今回本条例を御提案申し上げたものでございます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例に賛成の立場で討論をします。

本条例は、市の条例規則に基づく申請手続のオンライン化により申請手続を簡素化し、市民の利便性の向上を図ることを目的としています。本条例は市の条例規則に基づく申請手続のオンライン化を進める通則をできる規定で定めるもので、紙の書類手続を廃止するものではないこと、またそれぞれの申請手続をオンラインでもできることを通則的に定めるものとしています。

我が党は国が急進的に進める行政のデジタル化の下で、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器の利用の機会が少ない市民らを取り残されることがないようにすることや、マイナンバーカード等の利用を半ば強制するようなことがないようにすること、また、情報の自己コントロール権が保障されることなど、行政のデジタル化、オンライン化はあくまで市民の利便性の向上を図ることを求めて、本条例には賛成いたします。

以上です。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時52分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

○委員（森田真一君） この陳情拝読させていただいて、全体のお求めになるところとしては神奈川県のことに関わることだというふうに読みました。私ども、神奈川県の実地に属する問題であり、本市議会がこれに判断・関与する余地はないものと考えますので、反対をしたいと思います。

以上です。

○委員（大后治雄君） 私もほぼ同じことなんですが、そもそも本市議会には陳情趣旨を講ずる権限がないと考えられます。また、同様に本市議会がその措置を講ずることに理由を一切見いだせないために、願意を達成することは困難であるというふうに考えます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第2号陳情 弁護士費用3億5,000万円の発生を回避する措置を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（中間建二君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（中間建二君） 次に、5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情

[朗 読]

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） 当市において、先ほど申し上げました陳情趣旨に関して、どのような状況になっているのかを教えてくださいませんか。

○総務部長（矢吹勇一君） 当市におきましては、今お話ありましたような政党機関紙の勧誘・配達・集金に関して、庁舎管理規則で具体的に判断したということはありません。また、アンケートなどを職員に対して行っているということもこれまではありません。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） アンケートを行っていないけれども、実態としてあるのかどうかということですか。

○総務部長（矢吹勇一君） 今アンケートということをおっしゃるとおり、正確に職員がどういう購読しているかということについて捉えてはございません。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） そうしますと、市のほうでは陳情趣旨にあるような問題はないというふうに考えているということよろしいでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） 正確に状況を捉えていないということではございまして、そのことについて問題があるというふうに判断されれば、改善を図る必要があるかとは認識しております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 陳情趣旨がたくさん並んでいますので、ちょっと分解して一つずつお伺いしていきたいというふうに思います。

陳情趣旨のこの2の、今1のところにも触れられたかと思うんですけども、2のところなんですけども、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底していただきたいと、このように書かれています。住民に与える誤解というのは、どのような誤解を与えたりすると考えられるのか、職員への通達を行うとすれば、どのような内容が考えられるのか。また、職員に通達した内容の指導を徹底するとすれば、どのようなことをすることになるのか、まずお伺いしたいと思います。

また、この陳情者御自身がこの中で認めているように、そのような通達を発すれば、職員の基本的な人権をじゅうりんする違憲行為になるのではないかと考えられるのですが、見解があればお伺いしたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） まず、住民に与える誤解ということでございますが、これに関しましては具体的にこれというものは今お答え持っておりません。

それと、職員への通達に関しては、これまで当市ではそのような通達ということは行ったことはございません。

それと最後に、通達そのものが違憲行為になるのかということでございますが、これにつきましても、これまでにその点について判断したということがございませんので、現時点では分かりません。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 続いてお伺いしますが、陳情趣旨の3と5、関わってくるかと思うんですが、議員に優位的な関係を背景に、職員の政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないように求めています。本人の意に反して購読を強要されたなどの苦情の事実があるかどうか、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、改めてお伺いします。そもそも議員が市職員の任免や待遇などの影響を与えるような地位にはないと考えるんですが、この議員と職員の関係について、市の見解をお伺いいたします。

○総務部長（矢吹勇一君） 先ほど申しましたとおり、全体の事実をきちんと捉えているわけではございませんが、職員からの具体的な苦情等につきましては、これまではございません。

それと、議員の地位に関してでございますが、制度上でいえばおっしゃるとおりであると認識しております。以上です。

○委員（森田真一君） それから、陳情趣旨の4のところになるんですが、職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査することを求めています。陳情が言うように職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情や、その際に心理的な圧力を感じたという実態を確認、調査を必要とすると市が判断するに足りる事実は、市がつかんでいないということで確認させていただいてよろしいか伺います。

また、こうした調査が職員に対する思想調査となり、憲法に違反するのではないかと考えられるわけですが、見解をお伺いします。

○総務部長（矢吹勇一君） 市職員からの声、そういった問題があるということでの声につきましては、これまでは声につきましてはつかんでおりません。

また、調査につきまして、思想調査に当たるとはならないかということにつきましては、個別具体的に判断することであると認識しております。

以上です。

○委員（森田真一君） あと2つばかり聞かせていただきます。よろしくお願ひします。

陳情趣旨の5なんです。職員が議員による政党機関紙勧誘に圧力を感じた事実が明確ならば、それはパワ

ハラに当たると仮定を置いているんですが、東大和市職員ハラスメント防止指針がありますが、これに照らしてパワーハラスメントに当たる行為があったとされる申立てがあったかどうか伺います。先ほど特に苦情はつかんでいないということでしたけども、この指針との関係でどうかということ伺います。

○総務部長（矢吹勇一君） おっしゃるようなパワーハラスメントとしての申立てはこれまでにございません。

○委員（森田真一君） じゃ、最後にしますが、当市において、陳情が言う諸事実があるのか否かは、これ職員に聞き取り、またアンケートを行うしかないということが今分かりました。仮に確認、調査を必要とするとすると市が判断した場合には、どのようなことになるのかということについてお伺いしたいと思います。

と申しますのは、2012年2月に大阪市が職員に対して、特定の政治家の街頭演説を聞いたりする活動に参加したことがあるか、それらを誘った人は誰かなどといったアンケートを行いました。この陳情の求めに近い趣旨でもあります。その後当該職員がこれを違憲として市を提訴しました。

また、2003年に川崎市が職員に行った同様の調査結果が陳情の資料として添付をされています。職員側はこれを違憲として提訴をしました。いずれも原告が勝利をし、違憲であることが確定しています。これらの結果を踏まえて、市として陳情が求める対応を取ることが可能なかどうか、個別具体的に出てこないと分からないというお話も先ほどありましたが、一般論ということでも結構ですが、仮にそういうようなことがあれば、どういう結果になるのかということについて、お考えを伺いたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） 先ほどもお答えしましたとおり、これまでそのような調査を行っておりませんし、それが可能となるかどうかにつきましても、個別の判断が必要になると考えております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情に反対の立場で討論をいたします。

政党機関紙の購読は職員個人との個人契約であり、どの新聞を購読するか、またしないかは個人の自由意思に委ねられるものです。また、どの政党の機関紙であれ、その政党に属する議員や党員が自治体職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金を行う活動は憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては、個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題です。これに制限を設けることは許されないものです。

もちろんこの陳情の中で、地位をかさに着て購読を強要するなどということは、あってはならないことだと私たちも思っておりますし、実際に今伺ったところでは、そういった苦情等、事実は一切ないということが確認されました。仮に市が陳情の求めに応じて職員アンケートや聞き取りを行うことになれば、2012年の大阪市の職員に対して行った思想調査と同様の行為を取らざるを得なくなり、それ自体が憲法違反と判断された轍を

踏むこととなります。

本陳情は基本的人権を否定するものであり、団体を誹謗中傷し、その名誉を毀損するものです。本来審査になじまない陳情と考えます。東大和市議会はこのような基本的人権を踏みにじる陳情を採択すべきではないものと考えます。

全国各地の自治体で本陳情と同様の文面の同趣旨の陳情が出されていることを新聞各紙が伝えています。旧統一教会の政治組織である国際勝共連合のサイトには、本陳情に添付されている川崎市の調査結果なるものを示して、地方議会への陳情攻勢も強めており、統一教会系の機関紙、世界日報などでも繰り返し同様のキャンペーンを行われているところです。

この川崎市の調査についても先ほど申し述べたとおり2003年に市が職員に対して行ったものでありますが、これも職員側が違憲思想調査であると提訴して、2011年9月の東京高裁で原告の実質勝利が確定しています。調査の必要性の論拠どころか、本陳情がこういった団体などの指導の下に、憲法違反の行為を市に求めていることを自ら証明していると思われま

す。日本共産党は1970年代から一貫して、これらの旧統一教会問題などにも追及してまいりました。本陳情は、これと利益を共にする勢力によって、民主主義そのものに対して組織的に行う攻撃の一環であり、民主勢力と幅広い国民との間を分断することを企図しているものであると考えます。我が党は、かかる憲法違反の策動には一切屈することがないことを表明して、反対の討論といたします。

以上です。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第6号陳情 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛を求めることに関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中間建二君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時 9分 休憩

午前10時10分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情

[朗 読]

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

○委員（森田真一君） 陳情文書を拝読したんですが、この陳情の願意するところを残念ながら、どうも酌み取ることができませんでした。したがって、私どもちょっと賛成をしかねます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第3号陳情 指定管理者について、明らかにすることを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（中間建二君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

ここで説明員退室のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（床鍋義博君） 私自身も実はバイクに乗って、結構止められることが過去にありまして、その際に細かい通達上は完全に法令に合致しているものだったんですけども、現場の職員がその法令通達等を知らなくて、交通違反切符を切ろうとしたということがあって、それで30分以上止められて非常に不快な思いをして、後ほどそれは私の言っているほうが正しかったということで陳謝を受けたわけですけれども、もしあのとき私がその法令を知ってなければ、確実に交通違反切符を切られて罰金を払ったということになりかねない状況なんですね。

そういうことを考えると、この願意は非常によく分かりますし、そういう現場の職員、警察権力って強制力持って逮捕権を持っているんで非常に怖いんですね。より一層だから細かいところまで徹底して指導しなければいけないという義務があるわけなんですね。そういう意味も込めまして、私はこの陳情に賛成したいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 私も陳情者と面会をさせていただきましたが、この内容については賛成をしたいというふうに思っています。この方のお話を聞いていて、陳情の理由にもありましたが、この方は通達が出ているにもかかわらず徹底されていないことをとにかく徹底してほしいということ、併せてこの方は後半には書いてありますが、誤解のないようにということで交通取締りそのものを否定しているわけではなくて、これからもこれ以上に重大な犯罪に対する大きな抑止力になっているので、交通の取締りは積極的に継続してほしいということも望んでいるということです。

確かに今通達がある中で、恐らく指印を求められたときの精神的なストレスと、それはいかばかりかというふうに考えております。ですので、やはり内容は少し警察庁、警視庁ということですので、少し軟らかめに精査をしながらも、この方の陳情趣旨に沿うような形で少し文章を考えて出したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（森田真一君） この陳情人からは、令和3年9月7日に棚橋内閣府特命担当大臣が記者会見で、今般河野大臣から交通取締りの際に警察官が作成する交通反則切符について、押印や指印をしなければならないということに対して、国民から疑問の声があると問題提起をされたというふうに分かりました。

私もこういうやり取りがあったこと知らなかったんですけども、交通反則切符における違反者の押印または指印は、現在でも任意で求められているものであり、法的に強制されるものではありません。このことによって改めて国民の皆様にも周知を図ってまいりますと、このやり取りの中では述べているそうです。

しかし、陳情人の実体験によれば、それが徹底されているとは思えず、陳情人の趣旨は妥当なものであると

考えられます。

よって、本陳情には賛成をしたいと思います。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 私も陳情書を拝見いたしまして、また添付された資料等も拝見をして、公に通達を出している以上、現場の中でこういった不快な思いをされた市民がいらっしゃるということも考えますと、この陳情には賛成をしたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 抑制的で論理的な内容だというふうに思います。陳情趣旨にも陳情理由にも筋が通っていると考えますので、私も賛同したいと思います。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

5第1号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました5第1号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） 次に、5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思

ますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第4号陳情 憲法第16条の解釈を明らかにすることを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中間建二君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情

〔朗 読〕

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（床鍋義博君） 陳情趣旨に総務委員会に対して、何かこう強制的な内容の宣言をしないこと、決議をしないこと、調査、質問したりしないことなどという文言がありますけれども、これら全てはケース・バイ・ケースでありまして、これらを我々自身が放棄することはあり得ないと思いますので、この陳情には賛同しかねるというふうに思います。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 陳情書に書いてございます憲法に保障された思想・良心の自由、また信教の自由というのは、決して侵害されてはならない国民の権利であるというふうには思っていますし、民主主義の根本であるということは思っております。これは陳情者の方が申すまでもなく、常識であるというふうには私は考えております。仮にこれが侵害されるようなことがあれば、重大な人権侵害だというふうには捉えております。

しかし、今回の陳情趣旨にあるような事例が当市で見受けられるということもございませんし、また先ほど別の委員もおっしゃっておられますけれども、将来どのような、どのように合理的に考えても、そういった決議等をしなければならないような判断がある場面があるかもしれない、この議会に対して。それが今回仮にこの我々が構成する議会において、この陳情を採択することでその将来の判断の自由を拘束してしまうような、そういったことに関しては慎重にならざるを得ないのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○委員（森田真一君） この間の報道を見ますと、本陳情と同名また同様の趣旨の陳情や要望書が昨年11月以降全国の地方議会、首長宛てに提出をたくさんされているということがあります。提出者は地域によって異なりますが、内容もほぼ一緒で、一部は旧統一教会との関係を認めたとされております。先ほど、委員会の協議会が開会前にありましたけれども、この中で陳情人との面談を正副委員長としていただいた際に、陳情者御自身が自分たちは統一教会の者だということをおっしゃっていたということからも、同様の流れから出たものだというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、私たちはこの今全国で焦点となっているのが旧統一教会と、その関連団体と地方の行政、地方議会との関係ってことが問題となっているわけでありますが、1980年代からもう特に霊感商法によって国民に多大な被害を出してきたことが問題視されていまして。昨年の7月の元信者による安倍元首相の殺害を機に、長期にわたってその被害を広げてきたことは改めて明らかとなり、先般は被害者救済法が改正をされました。まさにこれら一連の行為が反社会的であるとして、国民に広く認められているところとなっています。

また、1月24日に細田博之衆議院議長が公邸で与野党の代表者と面会をした際に、この旧統一教会との関係で自分は関係ないけれども、安倍元首相とは大昔から関係が深いと、そういうふうに証言をされて、その根深さを証言をされたところかと思えます。こういったことが地方、それから地方議会、国会問わず大きく制度をゆがめたこと背景にあったものではないかというふうに思います。

本陳情は、当該団体との関係を遮断すること、その関係を調査、質問したりすることが思想・良心の自由、請願権法、法の下での平等などの侵害に当たるとしています。しかし、旧統一教会が長期にわたり日本社会において、今なお反社会的活動を続けている、続ける自由までは認められるものではありません。自治体や政治家が旧統一教会と一切関係を持たないと宣言をすることは、住民の生命、財産を守り、住民福祉の向上を図る立場からも当然のものだと考えます。

したがって、私はこの陳情には反対の立場を取ります。

以上です。

○委員（大后治雄君） 陳情趣旨は理解するところではあるんですが、そのうちのその1に対しましては、当市議会の権能を将来的にも縛りつけることになる可能性が高いと考えられます。

したがって、自縄自縛は避けるべきと考えまして、賛同はいたしかねるということです。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 私も今皆さんからお話ありましたが、この陳情趣旨にあるような動きが今実際のところないということもあります。それから、信仰の自由、憲法上保障されておりますし、また宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守していかなくちゃいけないのは当然でありますので、仮に法令から逸脱する行為があれば厳正に対処していかなくちゃなりません。

その中で我が党としても、当該団体と関係を断つことを基本方針として、明確にしてガバナンスコードも出しておりますので、政府と我が党は対応に当たっているため、この陳情趣旨の内容では賛同する必要はないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情に反対の立場で討論いたします。

日本共産党は、101年前の創立以来、日本社会における民主主義の擁護と国民の人権擁護のために命がけで戦い、今日、日本国憲法が保障する思想・良心の自由、信教の自由を戦前から文字どおり命がけで守ってきた歴史を持っています。したがって、それらを広く保障する立場であることは言うまでもありません。

本陳情は旧統一教会の方々から提出されていることが正副委員長との面談により明らかになっています。本陳情は旧統一教会との関係を遮断すること、その関係を調査、質問したりすることが思想・良心の自由、請願権法、法の下での平等などの侵害に当たるとしています。

しかし、旧統一教会が長期にわたり日本社会において、今なお反社会的活動を続ける自由までは認められるものでありません。自治体や政治家が旧統一教会と一切の関係を持たないと宣言することは、住民の生命、財産を守り、住民福祉の向上を図る立場からも当然のことと考えます。

したがって、本陳情については反対をすべきものと考えます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第5号陳情 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（中間建二君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方

針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（佐竹康彦君） この陳情にございます日本学術会議の在り方に関しましては、当事者である日本学術会議自体が、その改革について今検討を進められておられます。その一方、政府としてはこの団体が内閣総理大臣の所轄の下で職務を行い、国によってその運営費が負担されているということから、政府の立場で今後の改革の方針を示されたものと理解してございます。

現在この問題に関しまして、この政府と学術会議と当事者同士の主張にずれが生じている段階でございまして、互いの主張のそのものをそれぞれ尊重しながら、今後よりよい一致点を目指して、両者によるさらなる議論と対話が必要であるというふう考えております。

現在両者が今後の在り方について議論を続けている最中でございまして、現時点において当市議会において、一方の当事者にその主張を撤回する申入れを行う必要はないのではないかというふう考えております。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 陳情趣旨も確認させていただきましたが、政府の見解とは全く異なる要望のため賛同することは適切ではないというふうに、まずお話をさせていただきます。

本会議の中できちんと討論したいと思いますが、6名の任命が見送られた件についても、総理大臣は会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるとして、憲法第15条第1項の規定に明らかにされている公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる総理大臣が会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないことから、総理大臣に日本学術会議法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられているということも、前の陳情でもお伝えしたというふうに思いますが、また任命拒否の理由を明確にすることを求めている分もあります。学者の任命を見送ったという理由を公表すれば、その学者の名誉を傷つける可能性もあるということで、学問の自由を汚しかねないという概念があります。

その中で国民から信頼され理解される存在であり続けるためには、徹底した透明化やガバナンス機能の強化が必要であるというふうにも考えておりますので、今この段階でこの陳情には賛同いたしかねるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員（森田真一君） 2022年の12月6日に内閣府が発表しています、「日本学術会議の在り方についての方

針」というものを見ますと、科学的助言等という項目に1、「政府等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を適切に推進する」、中略して「政府等と日本学術会議との連携の強化・促進に必要な取組等の強化を図る。」と、こういった文章があります。

そもそも純粋に学問的な見地から研究に取り組めば、その研究者の問題、関心意識は個々にありますから様々ですけども、たまたまそういったことと政府がここで掲げたようなこととは重なり合うということは、もちろんあり得てもいいことですし、あり得ることだと思います。

しかし、政府等と問題意識や時間軸を共有することありきでなければならぬとする理由はないのではないのでしょうか。2020年の菅首相による会員任命拒否問題の際と同様に、アカデミーに対する政府の問答無用の人事介入であることは明らかです。今回の法改正の動きは安保3文書改定により軍・産・学を一体に、国を挙げて、米軍の2軍化と軍事大国化を進めようとする政府の方針に併せて、これまで軍事研究を否定する立場を取ってきた学術会議を改造する狙いなどが指摘をされているところです。軍事費倍増の流れが現実のものとなった今、学問まで国家に服従させようとする危険な動きだと私は考えます。

岸田首相らは選考プロセスの透明化を図るためですか、独立性に変更を加える考えは一切ないなどとおっしゃっていますけれども、透明化や独立性を口にするのであれば、いまだ理由も示さず6人の会員候補の任命を拒否したところまで遡って、これを撤回するところから出直すべきではないかと考えます。

以上です。

○委員長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（大后治雄君） そもそも学者、研究者の在り方としまして自らの研究内容を正しいものとして、社会に問うていくものと考えていますが、当然そこには学問の自由が前提となっています。その学者、研究者の集団でありますところの学術会議に対しまして、これまで政府は抑制的に接してきたというふうに思いますが、その態度変換には政治的な意図が多分に見受けられるところでありまして、学術会議とは相入れないものとなることは明白であると考えます。

こうしたようなことを踏まえましても、この陳情趣旨に関しまして、もっとやっぱり政府のほうに抑制的になるべきだというふうに考えますので、賛同したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情に賛成の立場で討論をします。

政府は日本学術会議の会員選考をめぐる、第三者から成る選考諮問委員会の新設を盛り込んだ日本学術会議法改正案を今国会に提出する予定とされています。2020年に菅前首相が学術会議が推薦した会員候補のうち、

6人を任命拒否したことは記憶に新しいところですが、こうした政府の関与を強めようとする動きがこれまでも続いてきました。

この学術会議が発表した再考を求める声明にあるように、これまでも学術会議側では日本学術会議のよりよい役割発揮に向けて、科学的助言活動の在り方や会員選考プロセスの見直しをはじめとした、一連の取組を着実に進めてきましたが、本来は昨年夏に発表するはずであった政府側の案が今年1月に入って発表され、議論の間もないまま今国会で法改正をし、選考諮問委員会を設置すると、突然持ち出してきました。

2月14日、広渡清吾氏ら歴代の学術会議会長5人が法案提出に対し、会員選考の自律性がなくなりアカデミーとしての国際的な信用を毀損すると声明を発表、政府に方針の再考を求めました。広渡氏は、選考諮問委員会が科学者でない人で構成される可能性がある。首相が任命拒否をしなくても、委員会であらかじめチェックできる、軍事研究が進む弊害がある、法改正は学術会議が積み上げてきた地位を毀損すると指摘。さらに、菅前首相が会員候補6人の任命を拒否した際に、会長であった山極壽一氏は、任命拒否について政府は終わったこととして理由も言わない。権力を持つ者が理由なく権限を行使してはいけないと主張されています。

また、2月19日にはノーベル賞受賞者8人が日本学術会議法改正につき熟慮を求めますと声明を発表しました。声明は単に内閣府と日本学術会議の2者の問題ではなく、学術の独立性といった根源的かつ重要な問題につながると強調し、政府は性急な法改正を再考するよう求めています。

今回の法改正の動きは、これまで軍事研究を否定する立場を取ってきた学術会議を改造する狙いなどが指摘をされており、2020年の任命拒否の際と同様にアカデミーに対する政府の問答無用の介入となっています。岸田首相らは選考プロセスの透明化を図るためだとか、独立性に変更を加える考えは一切ないなどと言っていますが、透明化や独立性を口にするなら、まず理由も示さず6人の会員候補の任命を拒否したことを撤回するところから出直すべきです。

以上のことから、本陳情に賛成をするものです。

以上です。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

5第7号陳情 日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申入れするよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立多数。

よって、本件を採択と決めます。

ただいま採択と決しました5第7号陳情の陳情趣旨としては、日本学術会議が発した声明を東大和市議会が支持し、内閣府方針の撤回を政府に申入れするよう求めると記載をされておりますので、本陳情が定例会最終日に議決され、その結果、採択と決した場合は改めて委員会を開催し、この申入れの方法等について御協議いただきたいと思いますと考えておりますが、この件について御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） それでは、改めてお諮りをいたします。

ただいま採択と決しました5第7号陳情の取扱いにつきましては、ただいま御説明いたしましたとおり取り扱いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで説明員入室のため暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から令和4年12月から令和5年2月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認をお願いいたします。

この資料につきまして質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 火災の対応の中で以前からなんですけれども、南街1丁目のところの火災が誤報がしばらく続いております。この誤報に関しまして、この対応、警察等の対応についてお分かりになるところがあれば教えていただければと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） ただいま南街の誤報に関しまして御質疑いただきました。

私もこの問題につきましては、昨年6月、7月にも、ほぼこの近い時期、場所で誤報が続いておまして、東大和警察に善処を求めてまいりましたけれども、今回2月においても3件誤報がございましたので、再び東大和警察のほうに話を要請に行きました。そして、そのとき担当の刑事課長さんは、捜査のほうは着実に進んでいるということで、詳細の御説明は受けられませんでしたけれども、前回よりも少し前進した形の回答をいただいております。

ただ、事案の性質上細かい説明というのは一切受けておりませんので、現段階で御説明できるのはそこまでということでございます。

以上であります。

○委員長（中間建二君） それでは、以上で本件の報告を終了いたします。

○委員長（中間建二君） これをもって、令和5年第2回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時56分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二